

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年3月1日)

## 【件名】

- 1 鳥取県障がい者プラン(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(障がい福祉課・子ども発達支援課)・・・2
- 2 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(障がい福祉課)・・・5
- 3 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(県立図書館・障がい福祉課)・・・8
- 4 第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日の決定について  
(障がい福祉課)・・・11
- 5 第8期鳥取県介護保険事業支援計画等(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(長寿社会課)・・・12
- 6 新型コロナウイルス感染症への対応について  
(健康政策課)・・・別冊
- 7 新型コロナウイルスワクチン接種に向けた取組状況について  
(医療・保険課)・・・15

福祉保健部

# 鳥取県障がい者プラン（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月1日  
障がい福祉課・子ども発達支援課

鳥取県障がい者プラン（案）の改定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

## 1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 2月8日（月）～2月24日（水）
- (2) 周知方法
  - ・県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
  - ・県立図書館、県民参画協働課及び県各総合事務所の窓口、各市町村の窓口にチラシを配架
  - ・新聞広告を掲載
- (3) 意見数 48件（13名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<p><b>【教育、文化・芸術活動、スポーツ】</b> 「教育」の内容が依然として「学校教育」に限定されている。「文化・芸術活動、スポーツ活動」のみが、障害者の生涯学習に関わる内容ではない。鳥取県では公共図書館の取組における障害者の利用支援などの例もあり、文化・芸術・スポーツだけが活動振興の柱のように映ってはならない。生涯学習の観点から、社会教育に関わる内容についても記載すべき。</p>	<p><b>【計画案に反映する】</b> 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を進めていく旨記載する。 (分野別施策) ・研修、講演、講義における、情報保障、意思疎通支援などの合理的配慮により、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場を拡大 ・図書館利用に障がいがある方を対象とした「はーとふるサービス」の充実、視覚障がい等に配慮した読書バリアフリー環境の整備 など</p>
<p><b>【防災対策の推進】</b> 災害時に備え、平時から障がい者がどこに住んでいるのかを確認して地図に印を付けたり、住所録を作成しておくことが重要。</p>	<p><b>【計画案に盛り込み済】</b> 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿や支え愛マップ等の作成等、市町村の取組の支援に努めることとしている。</p>
<p><b>【雇用・就労等】</b> 精神障がい者の就労定着支援を充実させてほしい。昨年の県実施の実態調査（障害者雇用実態調査）結果では、雇用、就労状況は平成30年では54.9%と大幅に増加したが、1年未満に62.7%が離職している。その理由は、病状悪化、体調不良、職場同僚の無理解等がある。8時間ではなく、障がい特性に応じた就労形態や行政も含めた事業所等の受け側の障がい理解や啓発がもっと進められる必要がある。</p>	<p><b>【計画案に盛り込み済】</b> ジョブコーチのさらなる養成や、職場内で障がい者に寄り添うサポーターの養成を通じて職場定着支援を行うほか、障がい特性に応じた働き方を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働やテレワークなど多様な働き方の実現に向けた就労環境整備を進めることとしている。</p>
<p><b>【相談支援体制の充実・強化】</b> 基幹相談支援センター未設置の地域での設置を急ぐこと。サービス利用者が知らないため、周知方法に工夫が必要ではなからうか。</p>	<p><b>【計画案に盛り込み済】</b> 各市町村又は圏域において1箇所以上の基幹相談支援センターを設置できるよう支援することとしている。 (サービス利用者等への周知については、市町村と連携して周知に努めます。)</p>

## 2 県計画（案）の概要

- (1) 計画期間
  - 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 3年間（令和3年度から令和5年度まで）
  - 第3期障害者計画 9年間（平成27年度から令和5年度まで）
- (2) プランの位置付け
 

障害者総合支援法（児童福祉法）に基づき、障害福祉等（通所支援又は障害児相談支援等）のサービス見込量や障害福祉サービスの提供体制（障害児通所支援等の提供体制）などを定める「障害福祉計画（障害児福祉計画）」と、障害者基本法に基づき、各分野の障がい者施策の基本的な事項や理念を定める「障害者計画」を一体的に策定するもので、取組や施策等を実施する際の方針等について、「鳥取県障がい者プラン」として策定。
- (3) 改定のポイント
 

自然災害・感染症等への備えや情報アクセシビリティの向上、文化・芸術、スポーツの推進など、現在進めている取組を前進させるため、見直しを行う。

## 3 今後の予定

- 令和3年3月上旬 第3回鳥取県地域自立支援協議会・第2回鳥取県障害者施策推進協議会の開催
- 3月中 計画の策定

# 鳥取県障がい者プラン（改定案）の概要

## 1 プランの概要

### (1) 計画期間

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 3年間（令和3年度から令和5年度まで）  
 第3期障害者計画 9年間（平成27年度から令和5年度まで）

### (2) プランの位置付け

障害者総合支援法（児童福祉法）に基づき、障害福祉等（通所支援又は障害児相談支援等）のサービス見込量や障害福祉サービスの提供体制（障害児通所支援等の提供体制）などを定める「障害福祉計画（障害児福祉計画）」と、障害者基本法に基づき、各分野の障がい者施策の基本的な事項や理念を定める「障害者計画」を一体的に策定するもので、取組や施策等を実施する際の方針等について、「鳥取県障がい者プラン」として策定。

### (3) プランの基本目標等

〔基本目標〕 共に生きる社会の構築の実現

地域で安心して暮らす 地域で学び、働き、社会参加を推進する 共に暮らす社会の実現

〔重点分野〕

生活支援、 保健・医療、 安全・安心、 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援、  
 生活環境、 雇用・就業等、 教育、文化・芸術活動、スポーツ、 差別の解消及び権利擁護の推進、  
 あいサポート運動の推進等

## 2 プランの主な内容

【次期障がい者プランの分野別体系】 太字は新規（拡充）要素の部分

重点分野	取組内容
生活支援	相談支援体制の充実・強化等 在宅サービス等の充実 障がい児支援の充実 サービスの質の向上等 人材の育成・確保 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成
保健・医療	保健・医療の充実等 精神保健・医療の提供等 人材の育成・確保 難病に関する施策の推進 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
安心・安全	防災対策の推進 感染症等への備え 防犯対策の推進 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援	情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 情報提供の充実等 意思疎通支援の充実 行政情報の配慮 手話言語条例に基づく施策の展開
生活環境	住宅の確保 公共交通機関・施設等のバリアフリー化の推進 福祉のまちづくりの推進
雇用・就業等	障がい者雇用の促進 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進 総合的な就労支援 障がい特性に応じた就労支援 福祉的就労の底上げ 年金・手当等
教育、文化・芸術活動、スポーツ	教育 文化・芸術活動の推進 スポーツ等の推進
差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とする差別解消の推進 障がい者虐待防止の促進 権利擁護の推進 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
あいサポート運動の推進等	あいサポート運動の推進 障がい及び障がい者理解の促進 ボランティア活動等の推進

【分野別施策の基本的方向（新規を中心に主なもの）】

生活支援

障がい児支援の充実

- ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保や新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備
- ・5歳児検診（発達相談）の実施による早期の適切な対応や就学準備のための支援
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への適切な支援のための人材育成

## 保健・医療

### 精神保健・医療の提供

- ・医療、住宅、日中活動の確保などの支援を包括的に提供できるよう、多職種・他機関の連携体制づくりを進め、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、地域生活の継続を支援

## 安心・安全

### 防災対策の推進、感染症等への備え

災害や感染症が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、日ごろからの備えや業務継続に向けた取組等を推進することが重要

- ・県独自のガイドラインにより、入所施設等の新型コロナウイルス感染予防・拡大防止を図る
- ・新型コロナウイルスの感染予防対策を適切に行う障がい者施設等を認証・公表
- ・避難行動や避難所において配慮や支援が必要な障がい者を受け入れる福祉避難所を設けるにあたり、平時における対象者の把握、住民への周知、施設及び資機材の確保、応援要員の確保体制整備等の支援を市町村に対して行う

## 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援

### 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

- ・ロービジョンを含む視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境を整備する
- 情報提供の充実等
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨に基づき、点字や音声等によるアクセシブルな書籍等の充実、人材育成など読書バリアフリー環境の整備
- 意思疎通支援の充実
- ・失語症者の意思疎通支援者の育成を図り、失語症者の社会参加を推進

## 生活環境

障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化の推進

## 雇用・就業等

### 総合的な就労支援

- ・ジョブコーチの更なる養成や職場内で障がい者に寄り添うサポーターの養成などを通じた職場定着支援
- 障がい特性に応じた就労支援
- ・障がい者のニーズを踏まえた短時間労働やテレワーク等、多様な働き方で障がい者の特性に応じた働き方を支援

## 教育、文化・芸術活動、スポーツ

### 文化・芸術活動の推進、スポーツ等の推進

- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機として全国の都道府県と連携してスタートした障がい者の文化・芸術活動の振興の取組をレガシーとして引き続き推進
- ・障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境整備や障がい者スポーツを推進する指導人材を育成

## 差別の解消及び権利擁護の推進

障がい者を理由とする差別解消や障がい者虐待防止、障がい者の権利擁護に対する意識啓発を推進

## あいサポート運動の推進等

障がいや障がい者に対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず地域で共に暮らしていける社会づくり

## 【プラン改定における成果目標等】

市町村計画の目標値と整合をとるため、変動する可能性があります。

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行者数 59人以上（令和3～5年度累計）
- ・福祉施設から一般就労への移行者数 92人以上（令和5年度末）
- ・各市町村又は圏域において、1箇所以上の基幹相談支援センターを設置できるよう支援
- ・障がい者スポーツ指導者等登録者数 450人（令和5年度末）
- ・医療的ケアを要する障がい児支援のためのコーディネーター配置市町村数 19市町村（令和5年度末）
- ・ペアレントメンターの人数 80人（令和5年度末）

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月1日  
障がい福祉課

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（案）の策定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

(1) 募集期間 令和3年2月1日（月）から2月18日（木）まで

(2) 周知方法

- ・障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
- ・県民参画協働課、各総合事務所、県立図書館、精神保健福祉センター、鳥取市保健所、各市町村役場、依存症支援拠点機関におけるチラシの配架
- ・新聞広告を掲載

(3) 意見数 24件（7名及び1団体）

(4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<p>【治療及び相談支援体制】</p> <p>鳥取県には依存症に特化した専門の治療病院や相談窓口があまりなく、あっても遠ければ、なかなか相談に行けず悪化してしまう。せめて県内3市には整備してほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】</p> <p>依存症支援拠点機関及び相談拠点機関（各保健所及び精神保健福祉センター）において相談対応を行うほか、身近な地域で専門的な医療を提供することができるよう、既に選定している東部圏域に加え、新たに中部及び西部圏域においても専門医療機関を選定し、医療体制の充実を図ることとしている。</p>
<p>【発生予防】</p> <p>コンビニエンスストアなど、身近なところで簡単にお酒が買える環境になっている。未成年飲酒者をなくすため、年齢確認を徹底してもらいたい。</p>	<p>【計画案に反映する】</p> <p>コンビニエンスストア等における酒類販売時の年齢確認の徹底について記載する。</p>
<p>【普及啓発】</p> <p>早期発見のためにも、依存症は病気だということを、一人でも多くの県民の方に理解してもらい、偏見をなくしてほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】</p> <p>依存症は、「誰もがなり得る病気であり、適切な治療や支援により回復が可能」であるといった正しい知識を広く普及啓発することで、当事者や家族への偏見・差別の防止や病気への理解促進を図ることとしている。</p>
<p>【家族支援】</p> <p>ギャンブル等依存症の進行は、家族の関わり方で大きく変わる。当事者もだが、ぜひ家族が家族の自助グループに繋がり、対応を変えることで進行予防ができることを広く知ってもらえるようにしてほしい。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】</p> <p>（アルコール健康障害・薬物・ギャンブル等） 依存症における発生予防、進行予防、再発予防の各段階を通じた共通の取組として</p> <p>家族等が自らの生活を取り戻し、正しい知識を得て、適切な対応を行うことができるよう、各保健所等において相談や家族教室等を行うとともに、自助グループ等の取組について情報を提供し、その活用につなげていくこととしている。</p>

2 計画（案）の概要

(1) 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 計画の趣旨

- ・アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づく計画
- ・アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症について、それぞれの特性等を踏まえ、関係機関・自助グループ等と連携し、発生予防、進行予防、再発予防の各段階に応じた取組を推進する。

(3) 改定のポイント

治療及び相談支援体制の充実、アルコール健康障害の発生予防の強化、家族支援の充実、薬物・ギャンブル等依存症に関する対策の追加、多重依存への対応

3 今後の予定

令和3年3月上旬 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議（第3回）の開催  
3月下旬 計画の策定

## 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（案）の概要

### 1 計画の趣旨

県では、平成 28 年 3 月に鳥取県アルコール健康障害対策推進計画を策定し、アルコール健康障害（依存症等）に対して、5 か年にわたり対策を推進してきましたが、この間に、ギャンブル等依存症対策基本法が施行され、また、ギャンブル等の自助グループが活動を開始し、アルコール、薬物等の自助グループ等と連携した取組を始めるなど、関係団体の活動の輪も広がりを見せています。

こうした状況を踏まえ、新たに薬物やギャンブル等への依存に関する対策や多重依存（以下、「クロスアディクション」という。）の問題への対応を加えた計画として改定することとしました。

今後は、これまでのアルコール健康障害対策における取組の成果を活かし、医療機関、関係事業者、福祉機関、民間団体等と連携を図りながら、アルコール健康障害（依存症等）、薬物依存症及びギャンブル等依存症（以下、「アルコール健康障害・各種依存症」という。）に係る対策を計画的に推進し、県民がこれらの問題に悩み苦しむことなく、健康で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 2 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

### 3 基本的な考え方

- ・アルコール健康障害・各種依存症について、本県の現状やそれぞれの依存症の特性等を踏まえ、発生子防（1 次予防）進行予防（2 次予防）再発予防（3 次予防）の各段階に応じた取組を行うこととし、これらの問題に関連する施策と有機的な連携を図りつつ取組を推進します。
- ・毎年度、鳥取県精神保健福祉医療協議会で計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

### 4 主な達成目標

- ・多量飲酒者及び生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少 （単位：％）

項目		平成 28 年度 現状値	令和 7 年度 目標値	（参考）現計画 目標値(平成 29 年度)
多量飲酒者	成人男性	4.8	3.0	3.0
	成人女性	1.3	0.5	0.5
生活習慣病のリスクを高める 量を飲酒している者	成人男性	19.0	9.0	9.0
	成人女性	8.0	5.0	5.0

- ・妊娠中の飲酒者をなくす （単位：％）

項目	令和元年度現状値	令和 7 年度目標値
妊婦の飲酒の割合	0.5	0

- ・アルコール健康障害・各種依存症について専門的な医療の提供を行う医療機関（以下、「専門医療機関」という。）の増加 （単位：箇所）

項目	令和 2 年度現状値	令和 7 年度目標値
専門医療機関の数	1	3（各圏域 1）

### 5 取組の方向性

- （1）アルコール健康障害・各種依存症に係る治療及び相談支援体制の充実

- ・アルコール健康障害・各種依存症について、一体的に普及啓発、相談対応、専門的治療等を行う支援拠点機関を設置するほか、より身近な地域で適切な治療や回復プログラムの提供を受けることができるよう、圏域ごとの専門医療機関の選定及び自助グループ等との連携強化を図ります。
- ・かかりつけ医・薬局をはじめとする医療、保健、福祉の関係機関・団体等との連携を強化し、アルコール健康障害・各種依存症の早期発見、早期介入の取組を進めます。
- ・アルコール健康障害・各種依存症から回復した経験を持つ当事者やその家族等が、その経験をもとに、これらの問題で現在苦しんでいる当事者や家族等の回復を支援する体制づくりを進めます。

- (2) 各段階・各種依存症の特性等に応じたアルコール健康障害・各種依存症対策の実施
  - ・アルコール健康障害・各種依存症に関する正しい知識を広く県民に対して普及啓発することで、当事者や家族への偏見・差別の防止や病気に対する理解促進を図ります。
  - ・アルコール健康障害（依存症等）については、母子保健事業、健康診断・保健指導との連携を強化し、発生自体の予防に繋げていきます。
  - ・相談窓口の広報や家族教室等による家族支援の取組を強化します。
- (3) クロスアディクションへの対応
  - ・アルコール依存症、薬物依存症又はギャンブル等依存症からの回復の過程で別のものへ依存対象が移行し、他の依存症が同時に存在するクロスアディクションの問題に悩む方が、早期にそれぞれの依存症の特性等に応じた適切な治療や支援を受けられるよう、病気の理解や自助グループの育成を図るとともに、専門医療機関、自助グループ等と連携した相談支援に取組を広げていきます。

## 6 具体的な取組内容

### (1) 共通の取組

- ・治療及び相談支援体制の充実 [ 支援拠点機関の設置、各圏域への専門医療機関の設置等 ]
- ・地域連携協力体制の強化 [ 精神科医とかかりつけ医・薬局の連携強化等 ]
- ・普及啓発 [ 依存症から回復した経験を持つ当事者・家族等を普及啓発相談員として育成等 ]
- ・民間団体（自助グループ等）が行う普及啓発・回復支援等の活動の支援
- ・家族支援 [ 普及啓発相談員との協働による家族教室等の実施、自助グループ等の情報提供等 ]
- ・人材の確保等 [ 依存症に関する専門性を持った精神科医・看護師等の育成等 ]
- ・調査・研究等の推進 [ 各圏域でのネットワーク研究会の開催 ]

### (2) 各種依存症の特性等に応じた取組

#### ア アルコール健康障害（依存症等）

- (ア) 発生予防 [ 教育の振興（小学校～大学等）、不適切な誘引の防止、母子保健事業との連携による妊産婦への啓発・指導、健康診断及び保健指導による早期発見・指導等 ]
- (イ) 進行予防 [ 飲酒運転対策、支援拠点機関等による相談支援、医療機関と自助グループ等の連携した活動の推進等 ]
- (ウ) 再発予防 [ 関係機関・団体との連携による社会復帰支援、自助グループ等の情報提供等 ]

#### イ 薬物依存症

- (ア) 発生予防 [ 教育の振興（小学校～大学等）、薬物乱用防止対策と連携した啓発等 ]
- (イ) 進行予防 [ 支援拠点機関等による相談支援、民間回復支援施設による回復プログラム利用のための支援 ]
- (ウ) 再発予防 [ 関係機関・団体との連携による社会復帰支援、自助グループ等の情報提供、保護観察所における薬物依存症の刑務所出所者等の社会復帰支援への協力等 ]

#### ウ ギャンブル等依存症

- (ア) 発生予防 [ 教育の振興（高校～大学等）、職域保健・消費者教育との連携、不適切な誘引の防止等 ]
- (イ) 進行予防 [ 支援拠点機関等による相談支援、ギャンブル等依存症に関する回復支援プログラムの提供、多重債務問題相談機関（消費生活センター等）との連携 ]
- (ウ) 再発予防 [ 関係機関・団体との連携による社会復帰支援、自助グループ等の情報提供 ]

### (3) クロスアディクションへの対応

- ・特定の依存症に係る相談支援等の機会を活用した予防教育
- ・専門医療機関、自助グループ等と連携した早期発見・早期介入
- ・支援拠点機関等によるそれぞれの依存症の特性等に応じた相談支援

令和3年3月1日  
 県立図書館・障がい福祉課

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）の策定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 1月22日（金）～2月12日（金）
- (2) 周知方法
  - ・県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
  - ・県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口及び各市町村立図書館にチラシを配架
  - ・新聞広告を掲載
 チラシには、視覚障がい者等に配慮し、音声コードを掲載
- (3) 意見数 54件（10名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<b>【研修の実施・人材育成】</b> 読書をする上での手助けとなる機器の使い方等の研修が必要である。また、研修等を増やし書籍の音声化の専門家の育成も行うべきである。	<b>【計画案に盛り込み済】</b> 視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等の紹介、利用方法に関する相談、訪問による支援や講習の開催を行うとともに、音声化等の人材育成や活動支援等に計画的に取り組むこととしている。
<b>【周知及び啓発】</b> 県立図書館を中心としてライトハウス点字図書館、各市町村立図書館、学校図書館が連携しネットワークを強化して取り組むことを、県民にしっかり周知する広報活動を行ってほしい。	<b>【計画案に盛り込み済】</b> 県政だよりへの掲載やチラシの配布等により広く県民に周知し啓発に努めるとともに、支援を必要とする視覚障がい者等に情報が届くよう音声読み上げに対応したWebページを制作するなど周知方法を工夫することとしている。
<b>【わかりやすい用語の使用】</b> 専門的な用語が多くわかりにくい。	<b>【計画案に反映する】</b> 読書バリアフリー法や国基本計画の表現に合わせて記載しているが、わかりやすいものとなるよう、専門用語に対応した用語集を設ける。
<b>【その他】</b> 全県で、この取組が実効的に推進されるよう県内市町村へ計画策定を働きかけるべき。	読書バリアフリー法において、地方公共団体において計画策定に努めることとされており、県内全域で取組が進むよう、市町村へも計画策定を呼びかけていく。

2 県計画（案）の概要

- (1) 計画の期間
  - 令和3年度から令和7年度までの5年間
- (2) 計画の趣旨
  - ・読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、本県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるもの。
  - ・県立図書館、ライトハウス点字図書館及び市町村立図書館等が連携し、視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等や製作人材・図書館サービス人材の育成等を行い、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進する。

3 今後の予定

令和3年3月上旬 第3回鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催  
 3月中 計画の策定



## 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）概要

鳥取県における視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。なお、ロービジョン者など障害者手帳の所持の有無は問いません。）の読書環境の整備を推進するための計画を策定します。

### < 計画の位置づけ >

視覚障害者等の読書環境の整備に推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、本県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるものです。

### < 計画の期間 >

令和 3 年度から令和 7 年度まで

### < 推進体制 >

県、市町村、関係団体等で読書環境の整備に関する情報交換を行い、この計画の施策の方向性に沿って視覚障がい者等の読書環境の整備を推進していきます。

### < 基本的な方針 >

- 1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
  - ・アクセシブルな電子書籍等（音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、点字図書館等により製作される電子書籍等の普及を図る。
  - ・視覚障がい者等のニーズを踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
  - ・県立図書館、市町村立図書館、ライトハウス点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実し「量的拡充」を図る。
  - ・アクセシブルな書籍等を県内の視覚障がい者等に届けるため、県内の図書館ネットワークを活用するなどし、製作されたアクセシブルな書籍等の共有を図る。
  - ・音訳の技術向上等、製作従事者への研修等を行い、アクセシブルな書籍等の「質の向上」を図る。
- 3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮
  - ・読書環境整備の推進に当たり、視覚障がい者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意。

### < 施策の方向性 >

- 1 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第 9 条関係）
  - （1）アクセシブルな書籍等の充実
    - ・県立図書館は、ライトハウス点字図書館や市町村立図書館等と連携し、アクセシブルな書籍等の充実に努める。
    - ・県は、ライトハウス点字図書館のノウハウを生かし、引き続き障がいの種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、ライトハウス点字図書館による製作の支援を行う。
  - （2）円滑な利用のための支援の充実
    - ・ライトハウス点字図書館と県立図書館、市町村立図書館等とのネットワークを構築し、連携会議の開催、図書館間での蔵書の交換の実施等により、視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用し読書ができる環境づくりを進める。
    - ・あいサポート運動をはじめとした共生社会実現に向けた取組の一つとして、県立図書館の「はー

とふるサービス」等、視覚障がい者等が図書館で読書ができる環境等の周知を図る。また、市町村立図書館等における障がい者サービスを推進するため、情報提供や研修の実施に努める。

- ・県立図書館は、利用者のニーズ把握に努め、「はーとふるサービスコーナー」等施設の整備や設備の充実、情報提供体制の充実を図る。
  - ・県立図書館は、市町村立図書館等の障がい者サービスを推進するため情報提供や研修の実施に努める。
  - ・ライトハウス点字図書館と県立図書館、市町村立図書館、学校図書館の連携を図り、視覚障がい等のある児童生徒を支援する取組を進める。
  - ・視覚障がい等のある児童生徒が在籍する学校に対し、図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図る。
  - ・ライトハウス点字図書館においては、県立図書館及び市町村立図書館等との連携を図り、視覚障がい者等に様々なアクセシブルな書籍等や端末機器を活用して読書の機会を提供する。また、点字・録音図書等の郵送サービス等のアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を引き続き実施する。
- 2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第 10 条関係）
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスやアクセシブルな書籍等の統合的な検索システムについて周知や研修開催等により、多くの視覚障がい者等がサピエ図書館等の利用ができるような環境の整備を進める。
- 3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第 11 条関係）
- ・ライトハウス点字図書館及び県立図書館が連携し、特定書籍・特定電子書籍等（著作権法第 37 条により障がい者施設や公立図書館等が著作権フリーで作成可能なアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ等の共有等による製作の効率化を図る。
- 4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術(ICT)の習得支援（第 14 条・第 15 条関係）
- ・ライトハウス点字図書館、県立図書館及び市町村立図書館が連携し、視覚障がい者等へ、アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等の情報を提供するとともに、パソコン、スマートフォン等の ICT を用いたサピエ図書館等のサービス利用に係る利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援を行う。
- 5 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第 17 条関係）
- ・県立図書館が中心となってライトハウス点字図書館と連携して、障がい者サービスに関する内容の理解・支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用法に習熟するための研修等を実施し、司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上を図る。
  - ・ライトハウス点字図書館、県立図書館、市町村立図書館、行政等が連携して、点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の養成、活動支援に取り組む。

<具体的な指標>

- ・アクセシブルな書籍等の所蔵数及び貸出数、点訳・音訳奉仕員の数 等

区分	指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	
「視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等」関連	県立図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	15,354	18,500
		年間貸出冊数	15,638	28,000
「製作人材・図書館サービス人材の育成等」関連	点訳・音訳奉仕員（ボランティア）の数	213	310	

## 第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日の決定について

令和3年3月1日  
障がい福祉課

下記のとおり「第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を10月3日(日)に米子コンベンションセンターで開催します。大会開催に向けて、5月17日(月)から7月2日(金)まで出場チームの参加申込み受付を行います。

### 記

#### 1 期日

令和3年10月3日(日)

#### 2 会場

米子コンベンションセンター(鳥取県米子市末広町294)

#### 3 概要

##### (1) 目的

ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

##### (2) 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

##### (3) 共催 鳥取県、公益社団法人 鳥取県聴覚障害者協会

##### (4) 特別協賛 公益財団法人 日本財団

##### (5) 特別協力 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

##### (6) 出場 予選審査を通過した15チーム

##### (7) 演技内容

手話言語を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンス

##### (8) 予選参加申込み

5月17日(月)から7月2日(金)まで 7月16日(金)が予選審査動画の提出締切

#### 4 今後の主な日程

5月17日(月)～7月2日(金) 参加申込み受付

7月16日(金) 予選審査動画の提出締切

7月29日(木)及び30日(金) 予選審査会及び結果発表

10月2日(土) リハーサル、交流会

10月3日(日) 本大会

#### 【参考：過去の大会】

大会名	日付	場所
第1回大会	平成26年11月23日(日・祝)	鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館
第2回大会	平成27年9月22日(火・休)	米子市公会堂
第3回大会	平成28年9月25日(日)	倉吉未来中心
第4回大会	平成29年10月1日(日)	とりぎん文化会館
第5回大会	平成30年10月7日(日)	米子コンベンションセンター
第6回大会	令和元年9月29日(日)	とりぎん文化会館
第7回大会	令和2年9月27日(日)	WEB配信(地元高校生のみ倉吉未来中心に参集)

## 第8期鳥取県介護保険事業支援計画等（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月1日

長寿社会課

### 1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 募集期間 令和3年2月8日（月）から2月24日（水）まで
- (2) 周知方法
- ・長寿社会課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
  - ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
  - ・鳥取県介護保険事業支援計画等策定・推進委員会委員及び関係機関への意見募集の通知
  - ・報道機関への資料提供、新聞広告の掲載
- (3) 意見数 16件（10名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
自身も地域のボランティア活動（生活支援）に関わっているが、無償ではなかなか取組が進まないのが現状。どう考えるか。	【計画に盛り込み済】 市町村において、元気なシニアなどの地域住民が、高齢者宅のゴミ出しの手伝い等の日常生活支援活動や介護施設でのボランティア活動時等にポイントを付与して特産品などと交換できる介護支援ボランティア制度等を実施している。県としては、市町村がこうした制度の創設や拡充を行うことにより、地域住民が介護予防支援、生活支援を行う担い手として活動いただくため、当該制度を支援することとしている。
生産年齢人口が減り、要介護者が増えるのは確実な状況。こういった状況を踏まえて、県としての長期的なビジョンは議論されているか。	【計画に盛り込み済】 将来的には、少ない介護職員でより多くの要介護者に対応していく必要がある。できるだけ要介護者を増やさないため、介護予防教室・通いの場等においてリハビリ専門職の派遣や支援を行うなど、介護予防を推進していくほか、介護業務効率化を図るため、介護ロボットやICTの導入等を推進することとしている。
新型コロナウイルス対応として、PCR検査を充実させるべき。 クラスターを防止するべき。	【計画に盛り込み済】 社会福祉施設等新型コロナウイルス緊急対策事業（感染予防・感染拡大防止ガイドラインの策定、体調不良等緊急通報制度の創設、高齢者施設の感染対策に要する経費への支援等）等により感染予防を徹底していくこととしている。また、高齢者施設については、感染者発生時等の必要なタイミングで早期に幅広くPCR検査を実施し、クラスターの発生を防止していくこととしている。
平時から、要支援者の高齢者がどこに住んでいるのかを確認して、地図に印を付けたり、高齢者の許可を得たうえで、住所録を作成しておくべき。行政や警察との連携も必要。また、災害が発生したら早急に要支援者の安否確認をやっていくべき。	【計画に盛り込み済】 地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ（地域に住む要支援者を把握し、その避難支援のやり方をあらかじめ考えておく取組）づくりなどを通じて、要支援者の把握や避難支援体制づくりを進めていくこととしている。 また、市町村の認知症高齢者等事前登録制度、認知症行方不明者の捜索模擬訓練など、地域の見守り体制の強化を図っていくこととしている。

### 2 計画（案）の概要

- (1) 計画の期間 令和3年度から令和5年度までの3年間
- (2) 計画の趣旨 介護保険法、老人福祉法に基づき介護サービス見込量や介護保険の円滑な実施を支援するために必要な事項などを定めるもの
- (3) 計画改定のポイント  
介護予防施策の充実、認知症施策の充実、介護人材確保施策の強化、新型コロナウイルス対策の強化等

### 3 今後の予定

令和3年3月16日 第5回計画策定・推進委員会で計画案を検討

令和3年4月1日 新計画の施行

## 第8期鳥取県介護保険事業支援計画等（案）の概要

### 1 要介護認定者数、介護保険料の推移

（単位：人）

区 分	平成12年度 (2000年度)	平成15年度 (2003年度)	平成18年度 (2006年度)	平成21年度 (2009年度)	平成24年度 (2012年度)	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)
第1号被保険者数(a)	137,008	143,486	148,894	153,445	158,876	170,033	175,622	177,509
要介護認定者数	17,920	24,130	27,080	29,062	32,186	34,230	34,856	35,045
第1号被保険者(b)	17,292	23,436	26,312	28,291	31,385	33,604	34,288	34,497
第2号被保険者	628	694	768	771	801	626	568	548
要介護認定率(b/a)	12.6%	16.3%	17.7%	18.4%	19.8%	19.8%	19.5%	19.4%

出典：介護保険事業状況報告（年報）による各年度末数値（令和2年度は、月報の令和2年8月数値）

（単位：円）

	第1期 2000年～	第2期 2003年～	第3期 2006年～	第4期 2009年～	第5期 2012年～	第6期 2015年～	第7期 2018年～
介護保険料（県平均）	2,891	3,638	4,322	4,513	5,420	6,144	6,433

### 2 計画の策定に関する基本的事項

#### （1）計画の法的位置づけ

介護保険事業支援計画と老人福祉計画を一体的に策定するもので、取組や施策等を実施する際の方針等について「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン」として策定する。

介護保険事業支援計画：介護保険法に基づき、介護保険事業の円滑な実施を支援するために必要な事項を定める

老人福祉計画：老人福祉法に基づき、老人福祉事業の実施に必要な事項を定める

#### （2）計画の趣旨

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年と、団塊の世代の多くが介護サービスを利用するであろう令和22年を見据え、地域社会全体で高齢者を支え、いつまでも暮らし続けられる地域をつくるための取組や政策の方針等を定めるもの。

### 3 計画期間 3年間（令和3（2021）～令和5（2023）年度）

### 4 計画の基本目標、重点課題

〔基本目標〕住み慣れた地域で、高齢者一人一人が自分らしく暮らし続けられる地域づくり

〔重点課題〕 高齢者の在宅生活支援体制の確立 高齢者が活躍できる場づくり  
 高齢者の尊厳及び安全の確保 認知症施策の推進  
 必要な介護サービスの確保 介護人材の確保、定着及び資質の向上  
 新型コロナウイルス感染症、自然災害等への備え

### 5 取組の方向性

#### （1）高齢者の在宅生活支援体制の確立

第6期、第7期計画で整備された地域包括ケアを推進する体制を活用しながら多職種専門職の連携、医療との連携等を通じて、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。

ア 地域包括ケアシステム イ 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進

ウ 地域における多職種専門職の連携 エ 在宅医療と介護の連携

オ ICTを活用した医療と介護の情報連携 カ 地域での支えあい活動

キ 高齢者の実態とニーズの把握 ク 自宅で最期までを支える仕組みの構築

( 2 ) 高齢者が活躍できる場づくり

要介護状態に繋がるフレイル等を予防するなど、介護予防・健康づくりを推進するとともに、趣味や資格を活用したボランティア活動や生涯スポーツ、生きがい就労を促進するなど、高齢者が活躍できる環境づくりに取り組む。

新たな通いの場の立上げを支援するため、介護予防アドバイザー等を派遣  
地域の支え合い活動の創出等を支援するため、地域密着アドバイザーを配置

ア 健康づくりの推進 イ 高齢期の生きがいづくり ウ 介護予防  
エ 介護予防・日常生活支援総合事業 オ 生活支援コーディネーターの養成と質の向上

( 3 ) 高齢者の尊厳及び安全の確保

高齢者虐待防止のため、市町村、地域包括支援センター等と共に、早期発見、養護者等への適切な支援に取り組む。また、成年後見支援センターの取組への支援を通じて、成年後見制度の利用を推進する。

ア 相談体制の充実 イ 権利擁護・成年後見制度の普及 ウ 本人意思の尊重  
エ 高齢者虐待の防止 オ 低所得高齢者対策 カ 介護サービス情報の公表と第三者評価  
キ 家族介護の支援、仕事と介護の両立

( 4 ) 認知症施策の推進

容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられるよう、様々な地域資源が連携したネットワークを構築し、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指す。

認知症になっても安心して暮らせる共生社会に向けた条例の策定を検討するとともに、地域で支え合うことによる見守りを強化

「とっとり方式認知症予防プログラム」を全県展開し、認知症の早期対応・進行予防を推進

ア 認知症の本人の意思の尊重 イ 安心して暮らせる共生の地域づくり  
ウ 認知症の気づきから切れ目のないサポート体制づくり  
エ 認知症の人を介護する家族への支援

( 5 ) 必要な介護サービスの確保

介護サービスの充実・確保を図るため、保険者と連携しながら、必要な施設整備を推進していく。また、制度の公平性を担保するため、介護給付の適正化にも取り組んでいく。

(市町村において介護サービス見込量推計中)

( 6 ) 介護人材の確保、定着及び資質の向上

介護人材を確保するため、介護職員の養成、希望者への就職支援を図るとともに、職場環境の改善等を通じた人材育成、職場定着支援等に取り組んでいく。

介護未経験者の介護分野への参入促進を図るため、研修や就労支援等を強化

ア 福祉人材を巡る現状 イ 介護職員の確保に関する数値目標  
ウ 福祉人材の確保及び定着 エ ケアの質の向上(スキルアップの取組)

( 7 ) 新型コロナウイルス感染症、自然災害等への備え

コロナ禍における安全な事業所づくりを目指して、介護サービスの提供体制を確保するため、感染予防対策の徹底、介護サービス継続のための支援等の各種施策を実施していく。

感染予防・感染拡大防止ガイドラインの周知のほか、専門家による現地指導、ハード面の支援等を通じて事業所の感染予防対策を徹底

感染者が確認された場合には、応援職員の派遣等の相互支援、かかり増し経費への支援により、サービス継続を支援

ア 新型コロナウイルス イ 自然災害

# 新型コロナウイルスワクチン接種に向けた取組状況について

令和3年3月1日  
医療・保険課

新型コロナウイルスワクチン接種について、市町村や医師会等の関係機関と連携・調整を図り、県民への円滑な接種の実施に向けた取組を進めています。

## 1 ワクチン接種に向けた推進体制の構築

県民への円滑な接種に向けた取組を推進するための全庁横断的な体制として、令和3年2月1日に「鳥取県新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム」を立ち上げ、市町村や医師会等の関係団体と協力して、県民への円滑な接種の実施に取り組む。

## 2 薬事承認されたワクチン

ファイザー社のワクチンが令和3年2月14日に薬事承認され、国から供給される。

対象	・16歳以上の者
接種方法	・1回目の接種後、3週間の間隔で2回目の接種を実施。(筋肉内注射)
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の発症を予防。</li> <li>・ワクチンを受けた人が受けていない人よりも発症した人が少ない。(発症予防効果は約95%)</li> <li>・ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経って以降。</li> <li>・現時点では感染予防効果は明らかになっていない。</li> </ul> <p>ワクチン接種に関わらず、適切な感染防止策を行う必要あり</p>
安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な副反応は、注射部位の疼痛(84.3%)、疲労(62.9%)、頭痛(55.1%)、筋肉痛(37.9%)等で、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがある。</li> <li>・接種後、15～30分程度の経過観察を行う。</li> </ul>

## 3 ワクチン接種のスケジュール

当面、国において確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととされており、医療従事者等、高齢者、基礎疾患のある者や高齢者施設等の従事者、一般の者の順に接種が進められる。



※実際のワクチン接種の開始時期は、国からのワクチンの供給量や時期による。(終了時期も同様)

## 4 医療従事者等向け優先接種の実施に向けた調整

医療機関、医師会等の関係団体と調整し、ワクチン接種体制を構築した。

ワクチン接種については、3月上旬に国からのワクチンの供給が始まる予定であり、順次接種が始まる見込み。

対象者	人数(概数)	接種方法
病院の医療従事者	16,000人	自施設で接種
診療所の医療従事者	4,500人	地区医師会の急患診療所等や集団接種会場で接種
歯科診療所の医療従事者	1,500人	
薬局の医療従事者	1,200人	
自治体職員等	1,700人	集団接種会場で接種
計	24,900人	

## 5 市町村が実施するワクチン接種に対する支援

市町村が実施するワクチン接種（高齢者向け優先接種は4月から接種開始の見込み）が円滑に実施できるよう、市町村との意見交換会等を開催し、情報共有や意見交換を行うとともに、地区医師会等の関係団体等に県からも協力を要請するなど、県下一丸となった取組が実施できるよう、市町村の支援を行っている。

なお、各市町村においては、集団接種方式と個別接種方式を組み合わせるなど、地域の実情に応じたワクチン接種体制の構築に向けて取り組んでおり、4月から始まる見込みの高齢者向け優先接種の準備を進めている。

また、東部、中部、西部の圏域ごとに市町村で連携して共同接種体制を構築し、住民向けの接種をより円滑に実施できるよう、関係市町村と調整を進めている。

### （1）意見交換会等の開催

令和2年12月25日	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する意見交換会（市町村担当課、保健所）
令和3年1月14日	鳥取県新型コロナウイルス感染症対策緊急事態即応会議（市長会、町村長会、県医師会、各地区医師会、県薬剤師会、県看護協会、各保健所等）
令和3年2月4日	新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会（市町村長、各地区医師会、各保健所等）
令和3年2月25日	新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会（市町村長、各地区医師会、各保健所等）

その他、各圏域ごとに市町村や地区医師会等の関係団体との意見交換や調整を随時実施。

### （2）消防機関への働きかけ

各圏域の消防局に対して、副反応が発生した際の救急搬送への協力要請を実施。

## 6 専門相談窓口の設置

県民からの問い合わせや相談のうち、市町村において対応が困難な専門的なものに対応できるよう、令和3年3月上旬に専門相談窓口を設置する予定。（鳥取県看護協会に委託実施）

新型コロナウイルス相談センター（鳥取県看護協会内） 午前9時から午後5時15分まで対応（土日、祝日も対応） 電話：0120-000-406 ファクシミリ：0857-50-1033
---

## 7 国への要望

ワクチン接種の円滑な実施に向けて令和3年2月6日に全国知事会から国に対して緊急提言を行った。

### （提言内容の例）

- 十分な量のワクチンを確保し、供給されるワクチンの種類や量、供給時期についていち早く詳細に自治体に示すこと。
- 優先接種について、地域の実情に合わせた接種対象の弾力化を含めた柔軟な対応を認めること。
- 集団接種会場に係る診療所開設許可申請について、記載事項や添付書類の省力化など市町村の負担軽減を図ること。 厚生労働省において対応済み

## 8 全国知事会の動き

令和3年2月15日に全国知事会において「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム」を設置し、全国の先進事例の共有・横展開や厚生労働省との連携等を図り、ワクチン接種の円滑な実施を目指す取組を進めていく。（チームリーダー：平井知事）

なお、令和3年2月22日に、この特別対策チームから国に対して、ワクチン接種の進め方について緊急提言を行った。

### （提言内容の例）

- 供給量に制約がある中で国としての接種に対する考え方を示すこと。
- 6回分採取可能な針とシリンジの確保の見通しについて早期に示すこと。